

○ため池・水路等の水辺環境の保全・再生

里山の溜池・水路は農作業に欠かせない人がつくった灌漑施設であるが、ここは同時に水辺自然の多様性を高めるとともに河川や海との生物環境のつなぎ役も果たしつつ多くの水生生物の生息・生育の場となっている。これらの灌漑施設は人の利用と管理によって維持されてきたものであり、その保全・再生にはかつての作業の復活が基本となる。ため池の場合は「堰もみ」とよばれる水抜き・底土浚い、また水路では底土浚いや護岸再生等の作業が必要である。

○干潟・磯・砂浜の海岸環境の保全・再生

海岸は陸と海との接点であり、その形状は干潟・磯・砂浜と多様であるが、いずれも陸と海との環境が移行し重なりまた両方に影響する高い生物多様性を有する所で、人々にとっても豊かで持続可能な利用が図られていた空間である。干潟や磯には、かつて地名も付けられ、その基本的な利用・管理については、定められた海付き村が担う里海として、漁民から農民までの全ての村人が入り会いかかわり合う領域であった。したがって、里海の維持管理についてはいろいろな約束や助け合いの仕組みが存在していた。今後、漁業を軸としつつも里海の恵み全体を守り伝えていくには、その課題を漁業権と金銭保証といった構図でとらえるのではなく、むしろ将来に伝えなければならない貴重な財産としての認識とともに地域全体の課題としての対応が必要である。

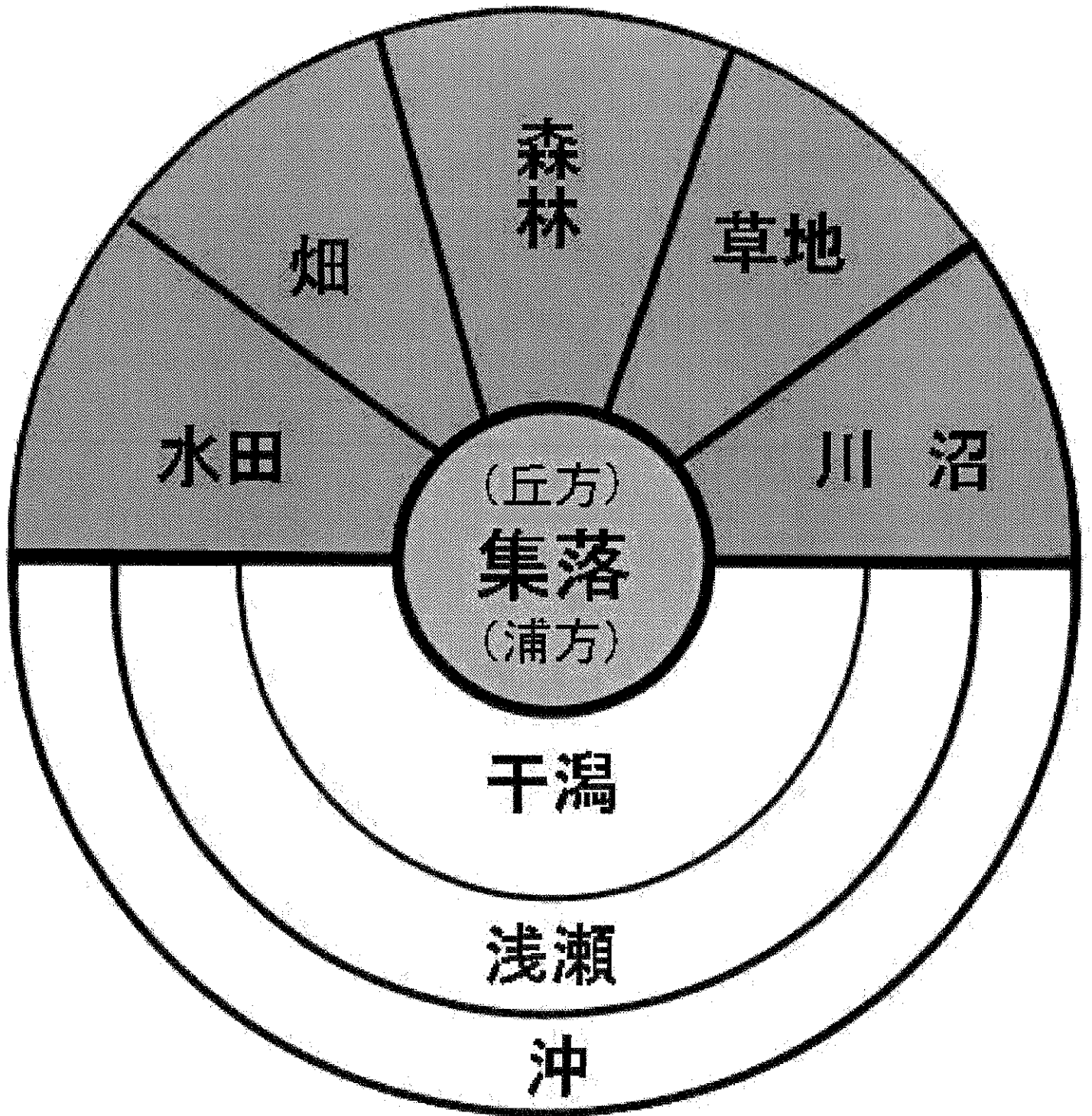
海岸環境の保全については生物多様性の保全・再生の視点から禁漁区や制限区、また「里海保全地区」の設定や密漁の取り締まり強化、さらに再生についても、現在の自然環境の実態と周辺環境とのかかわりをふまえつつかつての地形・地質の復元を基本とするが人々の利用とその安全性等についての配慮も必要である。

○藻場の保全・再生

海藻や海草等で形成される海中の群落の藻場は、生物のすみか、隠れが、産卵場としての機能のほか、波浪の緩衝や水質浄化等の面でも重要である。かつては干潟や浅瀬等に大きな藻場が存在し海域ばかりか生物のつながりを通して陸域にも影響していたが、海岸環境の悪化によって減少、消失していった。この藻場の保全・再生は、里海の豊かな生態系の要となるものであるが、現状をふまえた無理のない藻場造成とともに、その後の維持管理等も視野に入れ、その取り組みが里海の環境を多くの人々が共有するきっかけとなるアプローチが求められる。

○農家への環境直接支払いの充実

ドイツ、フランスをはじめヨーロッパ諸国では、農業と環境や野生生物との密接なかかわり及びその重要性の認識から、経済的生産性とは切り離れた農家への支援対策（デカップリング）が制度化されており、その後これは世界的な広がりを見せている。この制度においては、野生生物の生息・生育場所の保全をはじめ様々な環境保全・自然保護に即した農地・農業に対しては国民的合意の基に直接支払いを充実させており、農家収入の50～70%がこの制度によって支



里山里海が一体となった土地利用の構造

えられている状況もある

日本においても1999年の「食料・農業・農村基本法」の制定以来、農業・農村の多面的機能の発揮等への対策が重要視されてきているが、千葉県においてはこれに先んじた1997年、地域に培われた農村の健全で豊かな自然・文化を尊重し継承することを目標にした「千葉・新ふるさとづくり：千葉県農業・農村整備環境対策指針」を策定している。2007年度からは国、県、市町村が一体となった農家や市民の地域ぐるみの共同活動に対する支援制度「農地・水・環境保全向上対策」が開始された。この対策は生物多様性の保全・再生にとっても大きな意味をもつものであり、千葉県の現状に即した運用の充実とともに、生物多様性の保全・再生を評価軸とした更なる環境直接支払い制度の展開が必要である。

○有機・無農薬農業の推進・支援

有機・無農薬農業が食の安全や生物多様性及び環境保全の面で重要なことは明らかであり、千葉県においても「ちばエコ農業」の推進が図られている。しかし、その経済性の問題については環境直接支払い制度の導入の他、広報や流通・販売の支援の支援、また有機・無農薬農業に関する試験研究と技術指導が重要である。生物多様性と有機・無農薬農業とのかかわりを現場指導できる農業改良普及員、すなわち「生物多様性農業普及指導員」の要請が必要である。

○水田の冬期湛水の推進・支援

ほ場整備によって乾田化された水田は冬期に水がなくなる。かつての多くの水田は湿田であり、冬期にも水生生物の他、渡り鳥の飛来もあった。特に北総の印旛沼・手賀沼を中心とした周辺の水田では世界有数の渡り鳥の飛来地であり、コウノトリやトキの飛来もあった。千葉県における冬期湛水はこのように世界の渡り鳥の保護に重要であるばかりか、かつての多様な水生生物の生息環境の創出や有機・無農薬栽培や不耕起栽培とも結びつく。さらに冬期湛水は水質浄化の機能も有する状況もわかってきた。しかし、その有効性と農法としての普及については更なる試験研究とともに経済的支援や技術指導が必要である。

○休耕・放棄農地の「水源・遊水・生物多様性保全区」指定の対策

休耕地や放棄農地は、地形浸食やゴミの不法投棄と様々な問題を誘引しているが、これは将来の食料供給の農地の復活に対しては重要な土地空間である。また、休耕・放棄地の状況であっても、特定の生物に対しては生息・生育環境のコアまたは緩衝地区として機能している。さらに場所によっては水源涵養機能や水質浄化機能、さらには洪水時の遊水機能を有する。特に周辺の土地利用とのかかわりで重要な役割の場所もあり、このような場所については「水源・遊水・生物多様性保全区」としての指定も必要である。